

春日井市公共用物（水路）使用料

区分		単位	金額（円）
第1種電柱		1本1年につき	950
第2種電柱			1,500
第3種電柱			2,000
第1種電話柱			850
第2種電話柱			1,400
第3種電話柱			1,900
その他の柱類			85
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場合	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	51	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	510	
	外径が1メートル以上のもの	1,000	
通路		使用面積1平方メートル1年につき	1,700
看板その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1月につき	240
材料置場その他これに類するもの			240
宅地敷に類するもの			180
その他		市長が定めるところによる。	

1. 使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル又は1平方メートルとして計算する。
2. 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるか、その期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。  
 その中でさらに1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として計算する。  
 同様に、使用料が月額で定められている物件の使用期間が1ヶ月未満であるか、その機関に1ヶ月未満の端数があるときも、1ヶ月として計算する。
3. 使用料の年額計算にあたっては、面積・数量に応じて計算した金額（上記票の区分ごとの）が100円に満たない場合、これを100円として計算する。  
 なお、月割計算も、この前提で計算した年額を基に計算する。